

新座都市計画地区計画の変更（新座市決定）

当初決定告示年月日
平成 22 年 2 月 5 日

最終変更告示年月日
平成 25 年 12 月 26 日

都市計画都市計画道路保谷朝霞線沿道地区地区計画を次のように変更する。

名 称		都市計画道路保谷朝霞線沿道地区地区計画
位 置		新座市野寺三丁目の一部
面 積		約 0.6 ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、西武池袋線ひばりヶ丘駅から北東約 2 キロメートル圏内に位置し、新座都市計画道路 3・4・1 保谷朝霞線の沿道地区である。本計画により、店舗・事務所等の業務の利便の増進と周辺の良い住環境との調和を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	都市計画道路保谷朝霞線の沿道における業務の利便の増進を図りつつ、周囲の住環境に配慮した土地の利用を図る。また、都市計画道路保谷朝霞線の計画的な整備に支障とならないような土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	既に整備されている道路等の機能が損なわれないように、維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺と調和した住環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。） (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) 都市計画道路保谷朝霞線の計画区域内においては、市長が止むを得ないと認めた以外のもの
		建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの水平距離は、50センチメートル以上でなければならない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、新座市景観計画表3に規定する景観形成基準及び表4に規定する色彩基準を遵守するものとする。ただし、景観法第16条第1項又は第2項による届出を行うものについては、適用しない。
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する側の垣又は柵は、生け垣又は敷地地盤面から高さ60センチメートル以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5メートル以下のものとする。

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理 由 市が定める地区計画の表記の仕方を統一するため、所要の文言変更を行うものである。

都市計画道路保谷朝霞線沿道地区地区計画区域

